

令和 4 年度大阪府建設事業評価審議会都市整備部会審議対象事業に  
対する府民意見等の募集結果

1 募集期間 令和 4 年10月 3 日から令和 4 年11月 1 日まで

2 府民意見募集対象事業

【再評価】

- ① 京阪本線（寝屋川市・枚方市）連続立体交差事業 [寝屋川市・枚方市]
- ② 大泉緑地整備事業 [堺市・松原市]

【事前評価】

- ③ 一般府道三林岡山線道路改良事業 [和泉市]
- ④ 主要地方道茨木摂津線（都市計画道路茨木箕面丘陵線）（岩阪工区）  
道路改良事業 [茨木市]
- ⑤ 都市計画道路千里丘寝屋川線街路事業 [寝屋川市]
- ⑥ 都市計画道路大県本郷線・川北柏原線街路事業  
[柏原市・藤井寺市・八尾市]

3 意見陳述申込み 0 名

4 府民意見の提出 2 名

対象事業名	件数
主要地方道茨木摂津線（都市計画道路茨木箕面丘陵線） （岩阪工区）道路改良事業	2 名

意見提出様式

◆府民意見の提出先、意見陳述の申込先

大阪府建設事業評価審議会都市整備部会事務局(大阪府都市整備部事業調整室事業企画課)あて  
郵便の場合 : 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目  
FAXの場合 : 06-6944-6773  
電子メールの場合 : [jigyokikaku@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:jigyokikaku@sbox.pref.osaka.lg.jp)

令和4年度 大阪府建設事業評価審議会都市整備部会 審議対象事業に対するご意見

<p>提出される方 <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;">必ずご記入 ください。</div></p>	<p>住所: _____</p> <p>氏名(又は団体・グループ名): _____</p> <p>電話番号(又はメールアドレス): _____</p>
<p>対象事業名</p>	<p>主要地方道茨木摂津線(都市計画道路茨木箕面丘陵線)(岩阪工区)道路改良事業</p>
<p>ご意見</p>	<p>彩都の開発は「国際公園文化都市」、「人と自然の調和」などがうたい文句になっていたはずである。まず西部地区で住宅分譲が始まり、住民はその住環境の良さを期待して移り住んだ経緯がある。</p> <p>数年後、中部地区の都市計画用途地域の変更がなされ、物流施設が複数建設された。その結果、該当施設に出入りする大型車両が、西部地区の府道茨木箕面丘陵線を頻繁に通過する状態となった。住居内においては、騒音と振動にさらされる状況が続いている。夜間も大型車両が走り続けることで、静かさが求められる時間帯に、騒音にさらされる事態が続いており、生活するうえで日常的に感じる苦痛には大きなものがある。</p> <p>また、該当の府道茨木箕面丘陵線の道路には、常時・多数の大型車両が停車するようになり、通行の妨げになっているばかりか、道路脇には、ゴミが投げ込まれ散乱している有様である。長時間にわたり停車している車両も多く、住居が視界に入る位置に止められるので住民のプライバシー不安を感じざるを得ない状況である。さらには、運転手による立小便など、信じられないような光景を日常的に目の当たりにする苦痛には耐えがたいものがある。</p> <p>当初移り住んだ時には考えられない、深刻な住環境悪化の様相を呈している。</p> <p>中部地区で物流施設の設置許可を出した大阪府は、大型車両が西部地区内の府道茨木箕面丘陵線で引き起こしているこれらの住環境への影響を考慮したといえるのか？</p> <p>当該地区の住環境問題については、地域住民・自治会等から、複数にわたり改善要請が出ているはずであり、それらの要請に対して今までどのような改善措置を取ってきたのか？</p> <p>住民説明会を開くなど、説明責任も果たすべきと考える。</p> <p>府道茨木箕面丘陵線の4車線化及び延伸の計画については、既に発生している深刻な住環境への問題解決が大前提である。</p> <p>延伸される新しい道路を用いた大型車両のルート変更など、住環境改善のための整備・対策こそ行政として取り組むべきことではないか。また、計画によって増えることが考えられる山間部へ通り抜けするダンプカーへの対策はどうするつもりなのか。</p> <p>当該計画による地域住民の住環境への影響並びに対策を、どのように考えているのか、事前に住民への十分な説明がなされるべきである。</p>

## 令和4年度 大阪府建設事業評価審議会都市整備部会

### 審議対象事業に対する府民意見について

(事業名 主要地方道 茨木摂津線 (都市計画道路 茨木箕面丘陵線) (岩阪工区) 道路改良事業  
( 茨木市彩都やまぶき (西部地区) ~彩都あかね (中部地区) ))

#### **【意見】**

◎自動車騒音対策を実施してもらいたい。

具体的には、大型トラック騒音にも恒常的に効果的な防音壁の設置

(設置例、中央環状線千里中央付近に設置しているようなもの)

- ・ [REDACTED] 沿いは必ずお願いしたい。

他の道路沿線の住民が設置を希望するのか不明。

○理由

- ・ 開発当初、中部・東部地区とも国際文化施設設置地区であり、  
物流センターが建設できる土地利用計画 (準工業地域) ではなかった。  
⇒国際文化公園都市と銘打ち、研究施設や公園敷地が配置されると想定したが、  
土地の売買状況が芳しくないため、都市計画を変更した経緯がある
- ・ 地元 (沿線) 住民にとっては、かなり想定外な計画変更であり、まさか研究施設から準  
工業地域への変更は天変地異的な出来事であり、受益者でありえない。
- ・ 自動車騒音規制基準内とあるが、1.5秒程度のトラック騒音でテレビの音や会話の聞き  
取りが不可能になる。

差出人

- ・ 住所: [REDACTED]
- ・ 氏名: [REDACTED]
- ・ mail: [REDACTED]

# ご意見に対する見解（令和4年11月29日修正）

彩都につきましては、平成6年の事業着手以来、良好な住環境を備え、また、ライフサイエンスの拠点としてまちづくりが進められてまいりましたが、社会経済情勢の変化に対応すべく、計画の見直しを行い、平成21年、中部地区において、研究開発と生産の一体化で技術革新を目指す企業ニーズに対応するため、生産機能を拡充し、研究開発拠点としての機能の充実を図る目的で、用途地域（※1）を第二種住居地域（※2）から準工業地域（※3）へ都市計画変更しました。その際、地区計画（※4）において廃棄物処理場やコンクリートプラントなど研究開発拠点に相応しくない用途を制限するなど、西部地区の住環境に悪影響を及ぼさないような計画としています。

これまでも、西部地区において大型車の走行等による住環境への影響について、大阪府や茨木市にご意見をいただいていることは認識しており、平成29年度より自動車騒音の状況を把握する目的で、茨木市が毎年騒音測定を実施し、環境基準値内であることを確認のうえ、測定結果を公表しております。また、大阪府が、これまでの西部地区における住環境への対策として、路上駐車対策を目的としたゼブラゾーンやポストコーンを設置してきました。さらに、運転手のマナー改善を目的とした物流事業者への注意喚起も行っており、引き続き、働きかけてまいります。

今回のご意見を踏まえ、本事業の実施にあたっては、丁寧な説明を図るとともに、工事期間中の騒音をはじめとした周辺へ及ぼす影響等はもちろんのこと、今後の交通状況の変化に応じ、適切な対策を講じてまいります。

# ご意見に対する見解（令和4年11月29日修正）

## ■用語の説明

### ※1 用途地域

住居、商業、工業など都市全体の土地利用の基本的枠組みを定めるもので13種類あり、用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて建てられる建物の種類等が決められます。

### ※2 第二種住居地域

主に住居の環境を守るための地域です。住宅や病院などのほか、店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどが建てられます。

### ※3 準工業地域

主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域です。  
危険性、環境悪化が大きい工場や、倉庫、住宅、お店などが建てられます。

### ※4 地区計画

地域特性に応じて、環境に配慮した住みよいまちづくりを進めるために、公園の配置や建物の用途等、地区独自のまちづくりのルールをきめ細かく定めるものです。